

更正の請求による課税標準等又は税額等
(相続税 - 付表 3)

租税特別措置法第70条の6の6(山林についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

区		分	請求額		
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
① 林業経営相続人の特例山林の価額の合計額				円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額					
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額					
④ 控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)					
⑤ 特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)				,000	
⑥ 特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)				,000	
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額				,000	
⑧ 基礎控除額				,000,000	
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)				,000	
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)				,000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)					
⑪法定相続人の氏名	⑫法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫)	⑭相続税の総額の基礎となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑯相続税の総額の基礎となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰相続税の総額 (⑭の合計額)	00	⑱相続税の総額 (⑯の合計額)	00

2 山林納税猶予税額の計算

区	分	請求額
① 林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑰×1の⑤/1の(⑤+⑦))		
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a (②+③-林業経営相続人の暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)		
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑱×1の⑥/1の(⑥+⑦))		
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)		
b (④+⑤-林業経営相続人の暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)		
⑥ 林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑦ (①+ a - b -⑥) の金額 (赤字の場合は0)		
⑧ 山林納税猶予税額 (a - b -⑦) の金額 (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)		00